



公 告

大山町告示第158号

大山町農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者（大山町の住民に限る。）は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき令和8年8月28日までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定に基づき、令和8年8月28日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和8年7月29日

大山町長 竹 口 大 紀



1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

自 令和8年 7月29日
至 令和8年 8月28日

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所

大山町役場 中山支所 農林水産課（大山町赤坂66）

3 意見書の提出先及び異議の申出先

大山町役場 中山支所 農林水産課

4 意見書の提出に当たっての留意事項

- （1）期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。
- （2）電話での意見は受付できない。
- （3）意見書を提出するものが個人の場合にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名、代表者及び事務所の所在を記載すること。

5 提出された意見書の取扱い

- (1) 提出された意見書の内容は原則公表するが、特定の個人を識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- (2) 意見書に対する個別の回答は行わないが、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する際に、意見書の要旨及び処理結果を併せて公告する。

6 異議申出に当たっての留意事項

- (1) 期間を過ぎての異議の申出は受付できない。
- (2) 異議を申し出るものが個人の場合にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名、代表者及び事務所の所在を記載し書面で申し出ること。